

「耕地・山地の重複地番の解消へ」

山地番の地番変更を行います

問い合わせ先 広島法務局不動産登記部門
 (☎082-22815741)

広島県では明治以来、宅地などの耕地に1番から順に耕地番が付けられています。しかし、山林などの山間地にも同じように1番から順に山地番が付けられたため、同じ大字(地番区域)内の耕地と山間地に同じ地番がある重複地番が多く存在しています。

このため、法務局のインターネットで不動産登記情報などが確認できる登記情報提供制度や、各種申請・届出のオンライン申請などのサービスを利用するとき、重複地番があることを知らずにトラブルになるケースが多発しています。

そこで、広島法務局では不動産に関する権利を保全し、安全・円滑に取引できるようにするため、山地番を変更します。

◎地番変更の方法

山地番に「10000」を加える方法によって行います。

例(変更前) 115番地
 ↓
 (変更後) 10115番地

◎地番変更を行う区域

荒谷町、河面町、篠根町、僧殿町、河南町、三郎丸町、河佐町、久佐町

◎所有者には変更通知を送付します

地番を変更後、法務局から登記簿に記載されている所有者あてに、地番変更通知書を送付します。

地域産業の振興のため

補助制度を創設しました

申し込み・問い合わせ先
 産業振興課(☎43-7190)

特産品開発事業補助金

地域の食材を使った特産品の開発に必要な経費を助成します。

対象 市内の法人、個人、団体
 補助金額 2分の1以内で最大20万円
 補助対象となる経費 試作品の製作に必要な原材料費、指導員などへの謝金と派遣旅費、品質検査や栄養成分の分析などに必要な経費、登録商標などのパッケージ・ラベルなどの製作費、広告宣伝費

申し込み方法 産業振興課へ申請書などを提出してください。
 申し込み期間 6月10日(金)

中小企業設備投資促進事業補助金

新製品・新技術の開発・提供などに挑戦する中小企業者の設備投資に必要な経費を助成します。

対象 4月1日以降に広島県が実施する経営革新計画を申請し、承認を受けた中小企業者
 補助金額 5分の1以内で最大100万円
 補助対象となる経費 設備などの取得に要する経費

申し込み方法 産業振興課へ申請書などを提出してください。
 詳しくは、問い合わせいただくか、市のホームページをご覧ください。

ゴールデンウィーク中の水道工事当番

5月の連休期間中、次の指定給水装置工事事業者が水道修理などに対応します。

とき	当番業者	所在地	電話番号	当番業者	所在地	電話番号
3日(火)	丸田設備(有)	本山町	☎41-6822	広島ガス住設(株)上下支店	上下町上下	☎62-3166
4日(水)	(株)フォンス真田	高木町	☎45-2531	(有)赤木プロパン商会	上下町上下	☎62-2240
5日(木)	(有)真田住設	元町	☎45-6559	重森鉄工(有)	上下町上下	☎62-2005

問い合わせ先 上水下水道課(☎43-7169)